

アメリカ障害者雇用判例(Ⅰ) ——リハビリテーション法第504条関係——

山田 欣徳* 草薙 進郎**

連邦政府の財政援助の下で適格障害者の非差別 (nondiscrimination) を宣言したりハビリテーション法第504条に関係する障害者雇用判例18例——Gurmankin, Silverstein, Trageser, Davis, Whitaker, Coleman M.E., Carmi, Zorick, Upshur, Coleman M., Cabrini, Guertin, Lestrangle, Doe, Cain, Hutchings, Scanlon, Arline——について概要を紹介し、原告・被告の訴訟当事者としての正当性、第504条にもとづいて障害者個人が訴訟を提起する権利、司法手続き以前に尽くす行政上の救済手続き、州行為に対する連邦司法権の制限を定めた連邦憲法修正第11条の適用などの問題点について分析を試みた。障害者雇用に関する差別撤廃の法廷闘争は緒に就いたばかりであるが、概して着実な成果を挙げており、今後の進展が期待される。

キーワード：アメリカ 雇用 判例 リハビリテーション法第504条

I 緒 言

アメリカにおける障害者の権利闘争は、1973年のリハビリテーション法第504条¹⁾(Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973, P.L. 93-112)によりクライマックスを迎えた。連邦政府の財政援助を受ける事業・計画における適格 (otherwise qualified) 障害者の非差別が宣せられ、長年の悲願であった公民権が確立した。

本法は社会生活全般に極めて大きな影響を及ぼしているが、特に、能力を有するにもかかわらず、障害があるという理由だけで雇用上の差別を甘受してきた有資格障害者にとっては、自己の権利である労働権を主張する法的根拠として重要な意義を内在し、法廷闘争の原動力となった。

本稿では、この第504条に関する障害者雇用判例を取り上げ、概要を紹介し、分析を試みることににより、問題状況の一端を明らかにすることを目的とした。

II 判 例

第504条に関係する障害者雇用判例18例の摘要は以下の通りである。

1 Gurmankin v. Costanzo²⁾

12歳で失明した Gurmankin (31歳) は、1962年6月に Philadelphia 市 Northeast 高校の最初の盲学生として優秀な成績で卒業した後、Temple 大学で英語を専攻し教員免許を取得した。晴眼児の教育を希望し、1969年に公立学校教員を志願したが、盲は欠格事由 (慢性または急性の身体的欠陥) に該当するということで受験を拒否された。1973年に高校の代用教員として採用され、1974年には受験が許可され合格した。しかし、適職に就くことができなかったため、11月に提訴した。ちなみに、Philadelphia では皆無であったが、全米では400名を超える盲教師が晴眼児の教育を行っていた。

1976年4月連邦地裁は、1970年9月を始期とする先任権 (seniority) を認め、希望通り高校英語教員として採用するように命じた。1977年4月連邦控訴裁は原判決を支持した。

2 Silverstein v. Sisters of Charity of Leavenworth Health Services Corporation³⁾

* 人間学類 (聴講生)

** 心身障害学系

Silverstein (てんかん) は、健康関連企業 2 社から呼吸療法士 (respiratory therapist) としての雇用を拒否された。障害者に対する雇用差別であるとして宣言的 (declaratory) 判決、損害賠償、懲罰的 (exemplary) 損害賠償などを要請した。

州 (Colorado) 地裁がこの訴えを棄却した後、1976年 9 月州控訴裁は金銭による損害賠償を否認したが、Gurmankin 連邦地裁判決などに基づいて雇用差別に対する宣言的判決による救済の必要性を認める判決を下した。

3 Trageser v. Libbie Rehabilitation Center, Inc.⁴⁾

正看護婦 Trageser は、1971年から私立のリハビリテーション・センターに勤務し、1975年に婦長となったが、1976年 4 月州 (Virginia) 当局の査察で網膜色素変性症 (retinitis pigmentosa) による視力の低下を指摘され、6 月に退職を余儀なくされた。

1977年 8 月連邦地裁は、当該センターは Medicare (老人・障害者健康保険) や Medicaid (低所得者医療扶助) などで連邦政府から収入を得ているが、これは財政援助には当たらないとして、連邦財政援助の下で障害者の差別を禁止した第 504 条は適用されないと判示した。1978年 12 月連邦控訴裁は原判決を支持し、1979年 6 月連邦最高裁は裁量上訴 (certiorari) を否認した。

4 Davis v. Bucher⁵⁾

リハビリテーションを受け適格性を有するにもかかわらず、Davis, D'Elia, Sims は麻薬中毒歴があるという理由だけで、消防士、ガードマン、道路作業員などの Philadelphia 市職員としての雇用を拒否された。

1978年 5 月連邦地裁は、麻薬中毒はリハビリテーション法上の障害に含まれる、市は麻薬中毒歴のある者に対し雇用差別を行った、したがって第 504 条に反する、また連邦憲法修正第 14 条の平等保護・適正手続き条項に抵触すると判示し、麻薬中毒歴のある者に対する差別的な雇用施策の禁止と被差別者に対する損害賠償などの救済措置を命じた。

5 Whitaker v. Board of Higher Education of City of New York⁶⁾

Princeton 大学に勤務していた Whitaker 博士は、1974年 3 月に Brooklin 大学アフリカ学科から MLKDP (Martin Luther King Distinguished

Professor) の称号の授与、1 年間の客員教授、その後の終身在職保証 (tenure) を条件に招聘され、9 月に就任した。1975年に学科長代行 Page 教授による、アルコール中毒を理由とした終身在職保証の撤回、MLKDP の剝奪、客員教授の再任拒否、すなわち解雇を求める運動 (campaign) が展開し、1978年 8 月に解雇された。Whitaker は、アルコール中毒ではあるが制御可能な程度であり、職務上支障はないと反論した。

1978年 10 月連邦地裁は第 504 条に基づく訴権を認め、この訴えを棄却する申立を否認したが、Whitaker が他大学に職を得ていることから予備的 (preliminary) 差止の必要はないと判示した。

6 Coleman (M.E.) v. Darden⁷⁾

Coleman M.E. (29歳) は 1960年に失明したが、1970年に Louisiana 州立大学を卒業後、Denver 大学で法学を修めた。1975年 1 月から連邦政府機関 (Equal Employment Opportunity Commission) の法律担当職員として採用されたが、14 カ月以内に弁護士資格が取得できなければ退職が義務づけられていた。同年 11 月に資格の不要な調査担当職に応募したが、7 名の中から晴眼女性が採用され、Coleman は選ばれなかった。1976年 3 月に退職した。

連邦地裁がこの訴えを棄却する略式 (summary) 判決を下した後、1979年 2 月連邦控訴裁は、連邦政府機関は連邦財政援助の被交付者 (recipient of Federal financial assistance) に該当せず、したがって第 504 条の適用は受けない、当該機関の選考は不当とはいえないとして、原判決を支持し、5 月に再審理を否認した。同年 10 月連邦最高裁は裁量上訴を否認した。

7 Carmi v. Metropolitan St. Louis Sewer District⁸⁾

進行性腓骨筋萎縮症 (Progressive Peroneal Atrophy. Charcot-Marie-Tooth Disease と呼ばれる) による四肢障害者 Carmi は、1976年 4 月 St. Louis 下水道区 Bissell 処理場の物品管理の職を志願した。5 月に身体検査が行われ、27kg 以上の物品の移動やフォークリフトの安全運転が不可能であるという理由で不適格と判定され、不採用となった。

1979年 3 月連邦地裁は、Carmi に職務遂行能力がないとしてこの訴えを棄却した。1980年 5 月連邦控訴裁は原判決を支持し、10 月連邦最高裁は裁

量上訴を否認した。

8 Zorick v. Tynes⁹⁾

郵送で採用手続きが行われ、1974年8月に先天盲 Zorick は Florida 州 Clay 郡教育委員会により Middleburg 小学校の体育担当教員として採用された。盲人であることが明らかになり、障害を理由に採用を取り消された。1976年8月に提訴。

州1審でこの訴えが認められた後、1979年6月州2審は、郡教委に対する連邦財政援助が雇用を主目的としたものではないので第504条は適用されないとしたものの、人種・宗教・身体障害を理由に権利を剝奪されないと宣明した州憲法 (Article I, Section 2, Florida Constitution) 及び障害が職務の遂行に支障があるということを立て証せずには障害があるという理由だけで雇用を拒否することを禁じた州法 (Section 413.08 (3), Florida Statutes) に依拠し、適格であるか否かを立証する機会を与えるために当該教員として雇用すべきであるとした原判決を支持した。

9 Upshur v. Love¹⁰⁾

Upshur (58歳) は20年間勤務した陸軍を少佐で退役した後、San Francisco 州立大学を卒業し1963年4月に教員となった。まもなくして交通事故で失明したが、1965年に代用教員として復職し、1971年からは非常勤講師になった。1972年に管理職を志願したが不合格、1974年6月に再度不合格となり、1977年1月に提訴した。学校当局は、管理者としての適格性に欠ける、視覚障害による困難が懸念されるとの事由を挙げたが、Upshur は助手の協力により職責は果たせると反論した。

1979年7月連邦地裁は、「落胆している気持ちは理解できるし、障害にもかかわらず立身しようとする勇気と決意に賛嘆するが、権利を侵害されたとする根拠は見当たらない」としてこの訴えを棄却した。

10 Coleman (M.) v. Casey County Board of Education¹¹⁾

Coleman M. は4年間スクール・バスの運転手をしてしたが、1978年に左足を切断し失職した。リハビリテーションにより運転が可能となり、復職を願い出た。郡教育委員会は Kentucky 州教委規則 (702 KAR 5: 080 (1). 次の生得の身体部分——足、脚、手、腕、目、耳——のない者はスクール・バスを運転してはならない) を理由に、拒否した。なお、州教育局のリハビリテーション・サー

ビス課は、Coleman が運転する際に不可欠な自動変速装置または手動式クラッチの提供を申し出た。

1980年3月連邦地裁は、運転技能が適格であることを認定し、第504条に反する州規則の適用の禁止と復職を命ずる略式判決を下した。

11 U.S. v. Cabrini Medical Center¹²⁾

Polanco は1970年から私立病院の洗濯係として雇われていた。この間鎮静剤 (Valium) を服用していた。1977年10月、手を洗っていた時に水が出にくいのに腹を立て、蛇口を損壊した。6日後解雇された。1978年1月失業保険給付を要請したが、解雇事由が非行 (misconduct) であるとして支給されなかった。1980年2月 HEW (Department of Health, Education, and Welfare, 保健教育福祉省) は、精神障害者に対する第504条違反の容疑で病院を査察するために、文書持参証人召喚令状 (subpoena duces tecum) を要請した。

1980年5月連邦地裁は、病院は Medicare 及び Medicaid による連邦財政援助を受けていることから第504条における被交付者であると認定し、HEW の査察権を容認した。1981年1月連邦控訴裁は、当該財政援助は雇用を主目的としたものではなく、したがって被交付者に該当せず第504条は適用されないと判示し、査察権を否認する判決を下した。

12 Guertin v. Hackerman¹³⁾

私立 Rice 大学の物理学科専任講師である Guertin は、障害に対する便宜が与えられておらず、昇進の機会を奪われ、終身任用保証への道が閉ざされていると主張した。大学側は、第504条に基づいて訴訟を提起する権利はない、万一訴権があるとしても行政的救済手続きを尽くしていない、当該連邦財政援助は雇用を主目的としたものではなく第504条を適用されないなどと反論し、訴えを棄却する略式判決の申立を行った。

1980年7月連邦地裁は訴権を認め、審理すべき重要な事実が存在するとしてこの申立を否認した。

13 Lestrangle v. Consolidated Rail Corporation¹⁴⁾

Erie Lackawanna 鉄道会社 (現 Consolidated 鉄道会社、略称 Conrail) の技師 Lestrangle は、1971年に事故で左前腕部を切断し、聴聞や医学的検査をされずに解雇された。1978年4月に検査が行われ、5月に不適格と判定され、9月に提訴した。なお、1979年2月には実地テストが行われ、

不合格となった。Lestrangleによれば、このテストは不公正なものであった。

1980年11月連邦地裁は、連邦財政援助が雇用を主目的としない場合は提訴しえないと判示した。1982年9月連邦控訴裁は、Conrailが障害を有する乗客に対する差別を禁じられている一方で、障害者雇用差別を随意に行えるというのは不合理であり、訴権を制限する根拠はないとして、原判決を破棄・差し戻す判決を下した。1984年2月連邦最高裁は、第504条に基づく訴権は連邦財政援助が雇用を主目的である場合に限るべきではないと宣明し、遡及的給与 (back pay) を支払うべきであると判示した。

14 Doe v. Syracuse School District¹⁵⁾

1980年1月Doeは、学区の社会科主事と協議の上、代用教員に志願した。出願手続きの一環として、偏頭痛、神経痛、神経衰弱 (nervous breakdown)、精神病治療の病歴について問われ、空軍勤務時代に神経衰弱に罹患し、在郷軍人局から障害給付を受けた旨応答した。学区の医師により検査が行われ、身体的・精神的に教員として適格であるとの結果が出たが、定員超過であるとの理由で不採用となった。2月に提訴。

連邦地裁は同年9月にこの訴えを棄却したが、1981年2月に、障害の有無、性質、程度に関する雇用前聴取を禁じた第504条施行規則 (45 C.F.R. § 84.14 (a)) に反するとの略式判決を下し、再審理の申立を容認した。

15 Cain v. Archdiocese of Kansas City, Kansas¹⁶⁾

教区小学校 (Assumption Parish School) は、1979年6月にCainを教員とする雇用契約を結んだが、8月にてんかんの投薬を必要とするという医学的事由により解雇した。Cainは最少量の抗てんかん薬 (Dilantion) の投与で制御できる小発作がある程度で、過去3年間の専任教員の経験において職務上支障はなく、障害を理由とした不当な解雇であると主張した。

1981年3月連邦地裁は、障害者が第504条に依拠して個人的に訴訟を提起する権利を有し、行政上の救済手続きを経ないでも提訴しうるとして、訴えを棄却する申立を否認した。

16 Hutchings v. Erie City and County¹⁷⁾

多発性硬化症 (multiple sclerosis) により歩行に下肢装具を必要とする Hutchings は、75年前に

建てられ、障害に対する配慮のない Pennsylvania 州 Erie 市・郡図書館に参考業務図書館員 (reference librarian) として勤務していた。Hutchings は1978年4月以降、障害を配慮しない建物で働かされ、障害を理由に降格され、身体的に不可能な仕事に配置転換され、労働条件の抗議に対しては譴責を加えられ、障害のための設備を拒否され、この問題を行政機関に告訴するといやがらせを受けた、などの不当な差別を被ったとして、1980年11月に提訴した。

1981年6月連邦地裁は、第504条に基づいて差使命令と損害賠償を請求する訴訟を提起する権利を認め、訴えを棄却する申立を否認した。

17 Scanlon v. Atascadero State Hospital¹⁸⁾

糖尿病 (diabetes mellitus) で片目が失明している Scanlon は、California 州立 Atascadero 病院職員としての雇用を拒否された。病院は(a)連邦財政援助が雇用を主目的としたものではない場合は第504条は適用されない、(b)連邦憲法修正第11条により州行為に対する連邦司法権は制限されている、と反論した。

連邦地裁は(b)を理由にこの訴えを棄却したが、1982年5月連邦控訴裁は(a)を理由に原判決を支持し、9月に再審理を否認した。1984年3月連邦最高裁は裁量上訴を認め、控訴裁判決を破棄・差し戻した。これを受けて、同年6月に連邦控訴裁は、州の免責について州が連邦財政援助の被交付者として告訴されることを同意するとみなし修正第11条は適用されないと判示し、原判決を破棄・差し戻した。

18 Arline v. School Board of Nassau County¹⁹⁾

1957年14歳の時に結核に感染した Arline は、1966年に小学校教員となった。1977年と1978年の再発にもかかわらず13年間勤務し、三度目の再発で解雇された。Arline は、生徒に感染する危険性は僅少であり、職務に支障はなく、解雇は不合理であり差別であると主張した。

連邦地裁は、結核のような伝染病はリハビリテーション法上の障害に含まれないとして第504条の適用を否認したが、1985年9月連邦控訴裁は、伝染病はリハビリテーション法上の障害に該当するとの見解を表明した。しかし、伝染する危険があるにもかかわらず職務上適格といえるか否かという点については、疑問の余地が否めないと

差し戻す判決を下した。1986年4月連邦最高裁は裁量上訴を認容した。

III 分 析

1973年リハビリテーション法第504条は

アメリカの適格障害者は何人も、連邦政府の財政援助を受けるいかなる計画・事業において、単にその障害の故をもって参加を除外され、恩恵を拒否され、差別されてはならないと宣言し、障害者差別の撤廃を表明した。

本法に基づいて障害者雇用に関する訴訟が、Pennsylvania州のGurmankinを嚆矢に全米各地——Colorado, Virginia, New York, Missouri, Florida, California, Kentucky, Texas, Kansas——で展開し、判例が集積している。これまでに顕在化した論点について分析する。

1 当事者の正当性

a 原告

リハビリテーション法における障害者の定義は以下の通りである。

(i)主な生活活動の一つまたはそれ以上を制約する身体的あるいは精神的障害を有する、(ii)そのような障害歴を有する、(iii)そのような障害を有するとみなされる、すべての者²⁰⁾

この定義に合致していることが、原告の必要条件である。具体的な障害を明記していないので、広範な障害を含むことが予期しうる。

事実、判例では、視覚障害6例——全盲(Gurmankin, Coleman M.E., Upshur, Zorick), 片目失明・糖尿病(Scanlon), 弱視・網膜色素変性症(Trageser)——, 運動障害4例——進行性腓骨筋萎縮症(Carmi), 左足切断(Coleman M.), 左手切断(Lestrange), 多発性硬化症(Hutchings)——, てんかん2例(Silverstein, Cain), 麻薬中毒歴(Davis), アルコール中毒(Whitaker), 情緒障害(Cabrini), 精神病歴(Doe), 結核(Arline), 不明(Guertin)各1例というように多岐にわたっていた。いずれも訴訟当事者として正当であると判断されているが、このうち以下の障害については補足する必要がある。

(1) 麻薬中毒

Davis事件でPhiladelphia市は①本人が任意に生み出した障害である、②麻薬の所持・使用は不法であり、これを障害と認めることは不法行為

に加担することになるという理由で、他の心身障害とは区別すべきであると主張した。Chan地裁判事は、司法省及びHEWが麻薬・アルコール中毒をリハビリテーション法上の障害として認定しており、中毒者に対する援助が必要であることから含めるべきであると判示した。

(2) 結 核

Arline事件で1審は結核のような伝染病はリハビリテーション法上の障害に該当しないと判示したが、Vance控訴裁判事は、伝染病を除外する法的根拠はなく、むしろ法の趣旨に照らして障害に含めるべきであると断言した。

次に適格障害者であるか否かが問題となる。障害者であり、かつ職務遂行能力が適格である場合に、初めて雇用差別が俎上にのぼり、第504条の適用が検討されるのである。

この問題に言及していたのは18例中6例であった。適格と認められたのは、麻薬中毒歴一市職員(Davis), 左足切断一バス運転手(Coleman M.)の2例、不適格とされたのは、進行性腓骨筋萎縮症一物品管理職員(Carmi), 全盲一教育管理職(Upshur)の2例であった。なお、全盲一小学校体育教員(Zorick)については適格性の判断を留保して、機会を与えるために採用すべきであった点は勇断といえよう。結核一小学校教員(Arline)については審理を尽すよう差し戻された。

b 被告

被告が正当な訴訟当事者であるためには、連邦財政援助の被交付者でなければならない。

この点に言及したのは11例であった。学区(Doe), 郡教育委員会(Arline)の2例は被交付者として認定されたが、連邦政府機関(Coleman M.E.)については否認された。

また、私立リハビリテーション・センター(Trageser), 下水道区(Carmi), 郡教育委員会(Zorick), 私立病院(Cabrini), 私立大学(Guertin), 教区小学校(Cain), 鉄道会社(Lestrange), 州立病院(Scanlon)の8例は連邦財政援助の被交付者ではあるが、第504条が適用されるか否かについて見解が分かれた。Trageser 2審(1978)で当該援助が雇用を主目的とするものでない限り、第504条は適用されないとの新解釈が提起され、Zorick(1979), Carmi 2審(1980), Guertin(1980), Lestrange 1審(1980), Cabrini

2 審 (1981), Scanlon 2 審 (1982) と相次いで追従し、優勢となった。これを否定し、援助を制限して解釈すべきではないとしたのは、わずかに Cabrini 1 審 (1980), Lestrangle 2 審 (1982) であった。連邦最高裁は Trageser (1979) で裁量上訴を否認し、判断を留保したが、遂に1984年に Lestrangle で連邦財政援助が雇用を主目的とする場合に限り第504条を適用するとすべきではないと宣明し、この趣旨に沿って Scanlon 2 審判決を破棄・さし戻した。

したがって、判例法により連邦財政援助の被交付者は、当該援助の目的の如何によらず第504条の適用を受けるが、連邦政府機関は該当しないということが判明した。

2 訴 権

第504条は訴権については触れていない。第504条に依拠して障害者個人が訴訟を提起する権利 (a private right of action) を有するか否かが争点となった。訴権があるとする障害者側となしとする被告が真っ向から対峙した。判例により次の点が判明した。

- (1) 条文に明記されていなくても内在している。訴権に言及した判例 (Davis, Whitaker, Coleman M.E., Upshur, Coleman M., Guertin, Lestrangle, Doe, Cain, Hutchings) はいずれもこの見解を採用していた。ちなみに、全米11の巡回区に分けられている連邦控訴裁のうち、第504条関係訴訟を審理した全巡回区——第1 (Ciampa v. Massachusetts Rehabilitation Commission²¹⁾), 第2 (Leary v. Crapsey²²⁾), 第3 (National Association for Advancement of Colored People v. Wilmington Medical Center, Inc.²³⁾), 第4 (Davis v. Southeastern Community College²⁴⁾), 第5 (Camenisch v. University of Texas²⁵⁾), 第7 (Lloyd v. Regional Transportation Authority²⁶⁾), 第8 (United Handicapped Federation v. Andre²⁷⁾), 第9 (Kling v. County of Los Angeles²⁸⁾), 第10 (Pushkin v. Regents of University of Colorado²⁹⁾) ——で支持されており、定説といってよいであろう。
- (2) 遡及効はない (Gurmankin)。第504条が発効した1973年12月以前の差別問題には訴権を主張しえない。
- (3) 連邦政府機関に対する訴権の主張はしえない

(Coleman M.E.)。

- (4) 損害賠償請求も行える (Cain)。しかし、懲罰的損害賠償は請求しえない (Silverstein)。

3 行政救済手続き

障害者は、第504条の下でたとえ訴権を有するとしても、まず行政手続きに救済を託し、それでも解決しない場合に司法手続きへ移行すべきであるとする見解が有力であった。これを第1管轄権の原理 (doctrine of primary jurisdiction) と称し、いきなり司法手続きに訴えることは禁止され、行政救済手続きを尽くす (exhaustion of administrative remedies) 必要が課された (Crawford v. University of North Carolina³⁰⁾, Sherer v. Waier³¹⁾など)。

5例がこの問題に言及し、

- (1) 施行規則が発効する以前に提訴されており、行政手続きは利用しえなかった (Upshur, Guertin, Lestrangle)
- (2) 行政救済手続きを尽くしたか否かにかかわらず提訴しうる (Whitaker, Cain)

として、いずれもこの原理の適用を否認した。

行政救済手続きを尽くす必要を課すことは、濫訴に対する防波堤の役割を果たす一方、被差別障害者にとっては問題解決の遅延、拒絶を招来すると考えられ、安易な適用は慎むべきであろう。

4 連邦司法権の制限

Scanlon 1 審は、連邦憲法修正第11条に基づいて訴えを却下した。幸い2 審は、州が連邦財政援助プログラムに参加し、被交付者である以上、訴訟当事者となることを免れないとして、本条項の適用を否認した³²⁾。このように連邦司法権を制限しようとする動きは、不当な州行為を糾弾する障害者にとって、警戒すべきであろう。

連邦憲法修正第11条は「合衆国の司法権は、他の州の市民または外国の市民もしくは臣民によって、合衆国の一州に対して、提起または訴追された、普通法または衡平法上のいかなる訴訟にも及ぶものと解釈してはならない³³⁾」と規定し、主権者の免責 (sovereign immunity) の原理により、州の主権を保護している。さらに、自己の州の市民または他州もしくは外国からの提訴も許されないと解され³⁴⁾、制限は拡張される趨勢にある。

その典型的な例は、Halderman v. Pennhurst State School & Hospital 事件³⁵⁾である。1984年連邦最高裁は、Pennsylvania 州立 Pennhurst 精

神遅滞者収容施設の教育・訓練・ケアが非人間的で危険な状況、すなわち不必要な身体的拘束、危険な投擲、幾多の傷害など精神的にも肉体的にも劣等な処遇であると主張した Halderman の訴えに対し、最低限度の適切なリハビリテーションを地域で受けられるように命じた原判決を支持した控訴裁判決を、修正第11条を適用して破棄・差し戻す判決を下し、不評を買った³⁶⁾。

連邦の過度な干渉を排除し、州の自主性を尊重する必要は認められるが、障害者の権利主張を制約し、失政を隠蔽するためのものであっては断じてならないと考える。

IV 結 語

リハビリテーション法第504条が障害者の非差別を宣言したことは画期的であり、改革の契機となったことは注目に値する。しかし、障害者雇用差別の実状は厳しく、全障害児教育法³⁷⁾ (Education for All Handicapped Children Act of 1975, P.L. 94-142) に継受した教育分野における顕著な進展と比較すると、非差別雇用の実現は必ずしも楽観できる状況とはいえない。

かかる状況を打開するために法廷闘争が展開し、概して障害者に有利な判例が集積してることが明らかになった。Gurmankin, Davis, Zorick, Coleman M., Lestrangle, Doe などは良心的な判例であり、朗報といってよいであろう。

障害者雇用における差別撤廃の闘争は緒に就いたばかりであり、今後の進展が期待される。

註

- 1) 29 U.S.C. § 794.
- 2) 411 F. Supp. 982 (E.D.Pa. 1976). 山田欣徳 (1980a): 米国の盲人教師——ガーマンキン判決をめぐって——. 視覚障害, 45, 46-49. 556 F. 2d 184 (3rd Cir. 1977).
- 3) 559 P. 2d 716 (1976).
- 4) 462 F. Supp. 424 (E.D.Va. 1977); 590 F. 2d 87 (4th Cir. 1978); 442 U.S. 947, 99 S.Ct. 2895, 61 L. Ed. 2d 318 (1979).
- 5) 451 F. Supp. 791 (E.D.Pa. 1978).
- 6) 461 F. Supp. 99 (E.D.N.Y. 1978).
- 7) 595 F. 2d 533 (10th Cir. 1979); 444 U.S. 927, 100 S.Ct. 267, 62 L.Ed. 2d 184 (1979). 山田欣徳 (1982): 米国における障害者差別撤廃の試み——リハビリテーション法第504条関連判例の分

- 析——. 総合リハビリテーション, 10 (4), at 443-444.
- 8) 471 F. Supp. 119 (E.D.Mo. 1979); 620 F. 2d 672 (8th Cir. 1980); 449 U.S. 892, 101 S.Ct. 249, 66 L.Ed. 2d 117 (1980).
 - 9) 372 So. 2d 133 (1979).
 - 10) 474 F. Supp. 332 (N.D.Ca. 1979).
 - 11) 510 F. Supp. 301 (W.D.Ky. 1980).
 - 12) 497 F. Supp. 95 (S.D.N.Y. 1980); 639 F. 2d 908 (2nd Cir. 1981).
 - 13) 496 F. Supp. 593 (S.D.Tex. 1980).
 - 14) 501 F. Supp. 964 (M.D.Pa. 1980); 687 F. 2d 767 (3rd Cir. 1982); 104 S.Ct. 1248 (1984).
 - 15) 508 F. Supp. 333 (N.D.N.Y. 1981).
 - 16) 508 F. Supp. 1021 (D. Kan. 1981).
 - 17) 516 F. Supp. 1265 (W.D.Pa. 1981).
 - 18) 677 F. 2d 1271 (9th Cir. 1982); 104 S.Ct. 1583 (1984); 735 F. 2d 359 (1984).
 - 19) 772 F. 2d 759 (11th Cir. 1985); 106 S.Ct. 1633 (1986).
 - 20) 29 U.S.C. § 706 (7) (B).
 - 21) 718 F. 2d 1 (1st Cir. 1983).
 - 22) 566 F. 2d 863 (2nd Cir. 1977). 山田 (1982), supra note 7, at 445.
 - 23) 599 F. 2d 1247 (3rd Cir. 1979).
 - 24) 574 F. 2d 1158 (4th Cir. 1978). 山田欣徳 (1980b): 米国の聴覚障害者に関する判例. 聴覚障害, 35 (7), at 23-24.
 - 25) 616 F. 2d 127 (5th Cir. 1980). 山田欣徳 (1987): アメリカの手話通訳問題. 福祉労働, 35, at 141.
 - 26) 548 F. 2d 1277 (7th Cir. 1977). 山田 (1982), supra note 7, at 444-445.
 - 27) 558 F. 2d 413 (8th Cir. 1977). 山田 (1982), supra note 7, at 445.
 - 28) 633 F. 2d 876 (9th Cir. 1980). 山田欣徳・草薙進郎 (1986): アメリカ聴覚障害者教育判例. 心身障害学 研究, 10 (2), at 148.
 - 29) 658 F. 2d 1372 (10th Cir. 1981).
 - 30) 440 F. Supp. 1047 (M.D.N.C. 1977). 山田 (1987), supra note 25, at 140.
 - 31) 457 F. Supp. 1039 (W.D.Mo. 1977). 山田欣徳 (1987): 二分脊椎児の教育保障——アメリカ判例の分析——. 総合リハビリテーション, 15 (8), at 624.
 - 32) Scanlon, 735 F. 2d 359.
 - 33) 塚本重頼・長内了 (1983): 註解アメリカ憲法 (全訂新版). 酒井書店, at 195.
 - 34) Id. at 196.
 - 35) 446 F. Supp. 1295 (E.D.Pa. 1977); 451 F. Supp. 233 (1978); 612 F. 2d 84 (3rd Cir. 1979); 612 F.

Supp. 131 (1979); 451 U.S. 1, 101 S.Ct. 1531, 67 L. Ed. 2d 694 (1981); 454 U.S. 808, 102 S.Ct. 82, 70 L.Ed. 2d 78 (1981); 673 F. 2d 647 (1982); 457 U.S. 1131, 102 S.Ct. 2956, 73 L.Ed. 2d 1348 (1982); 104 S.Ct. 900 (1984). 山田欣徳 (1986) : アメリカの障害児教育——今日的課題——. 月刊

福祉, 69 (15), at 92.

- 36) Shapiro, D.L. (1984): Wrong Turns: The Eleventh Amendment and the Pennhurst Case. Harvard Law Review, 98, 61-85.
- 37) 20 U.S.C. § 1401 et seq.

Summary

U.S. Court Cases about Employment of the Handicapped (I) —Relating to § 504 of the Rehabilitation Act—

Yoshinori Yamada Sinro Kusanagi

The handicapped in the U.S.A. have fought in court to establish their civil rights, relying upon § 504 of the Rehabilitation Act of 1973, which declares nondiscrimination under Federal grants. One of the most important fields is employment of the handicapped.

The first purpose of this article is to introduce profiles of the following § 504 court cases about employment of the handicapped:

- 1 . Gurmankin v. Costanzo
- 2 . Silverstein v. Sisters of Charity of Leavenworth Health Services Corporation
- 3 . Trageser v. Libbie Rehabilitation Center, Inc.
- 4 . Davis v. Bucher
- 5 . Whitaker v. Board of Higher Education of City of New York
- 6 . Coleman (M.E.) v. Darden
- 7 . Carmi v. Metropolitan St. Louis Sewer District
- 8 . Zorick v. Tynes
- 9 . Upshur v. Love
- 10 . Coleman (M.) v. Case County Board of Education
- 11 . U.S. v. Cabrini Medical Center
- 12 . Guertin v. Hackerman
- 13 . Lestrangle v. Consolidated Rail Corporation
- 14 . Doe v. Syracuse School District
- 15 . Cain v. Archdiocese of Kansas City, Kansas
- 16 . Hutchings v. Erie City and County
- 17 . Scanlon v. Atascadero State Hospital
- 18 . Arline v. School Board of Nassau County

And the second purpose is to analyze them on the following issues:

- (1) Validity of Plaintiffs and Defendants
- (2) Private Right of Action
- (3) Exhaustion of Administrative Remedies
- (4) Restriction of Federal Jurisdiction

In conclusion, court decisions have progressed steadily in favor of the handicapped. This struggle will continue until they win full participation and equality.

Key word: U.S.A., employment, court case, § 504 of the Rehabilitation Act